

平成22年11月9日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の
肥育牛補てん金単価について【平成22年度第2四半期】

平成22年度第2四半期（平成22年7月から9月まで）に販売された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第5の5の（8）のアの（ア）の肥育牛補てん金の単価については、下記のとおりです。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
36,400円	69,200円	69,800円

注：本事業は、新たな事業として基金の運営、管理を平成22年4月から開始したことから、補てん金交付額に見合う財源を確保できない場合、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）同様に、上記補てん金単価を減額することがあります。

○ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）

第5の5の（8）のアの（イ）

県団体は、肥育安定基金の金額を取り崩してもなお支払うべき肥育牛補てん金の額に不足が生じる場合は、理事長の承認を受けて、補てん金単価を減額することができるものとする。

連絡先

畜産振興部畜産振興第三課

担当：坂上、石橋

電話：03-3583-8639、4874

詳細は、下記の機構ホームページに公表されています。

<http://www.alic.go.jp>